

入札心得

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、大和郡山市建設工事執行規則（昭和 43 年大和郡山市規則第 1 2 号）、大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）、その他関係法令、及び設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

入札書は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（課税事業者、免税事業者問わず。）を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】

	¥	1	2	3	4	円
--	---	---	---	---	---	---

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書および工事内訳書、その他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。

2 電子入札において入札を辞退する場合は入札締切日時までに電子入札システムにより辞退届を市長に提出すること

3 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、1 回とします。

(入札の執行方法)

入札検査課において執行する入札については、郵便による入札又は電子入札とします。

(入札書等の提出方法)

郵便入札に参加する者は、入札書、条件付一般競争入札参加申請書（指名競争入札の場合は除く）及び工事内訳書（必要な場合のみ）、その他必要な書類に必要事項を記入のうえ、記名押印し、配布された大和郡山市の郵便入札用指定封筒へ封入し、市長が指定する入札書の郵送到達期限までに一般書留郵便により、日本郵便株式会社大和郡山支店留扱いで郵送すること。

2 電子入札に参加する者は、当該電子入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から当該入札書に記載すべき事項を電磁的記録により、市長が指定する日時までに本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

3 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 市長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用指定封筒、工事内訳書その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (6) 大和郡山市の郵便入札用指定封筒以外の封筒を利用した入札
- (7) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (8) 一般書留郵便以外の方法による入札
- (9) 工事内訳書の金額と入札書のアmountが相違した入札
- (10) 条件付一般競争入札参加申請書（指名競争入札の場合は除く）及び工事内訳書（必要な場合のみ）その他必要書類が同封されていない入札
- (11) 入札書、条件付一般競争入札参加申請書（指名競争入札の場合は除く）、及び工事内訳書（必要な場合のみ）、その他必要書類以外のものが同封された入札
- (12) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (13) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(無効の電子入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 市長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 工事内訳書その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (3) 期限までに到達しなかった入札
- (4) 工事内訳書の金額と入札書のアmountが相違した入札
- (5) 工事内訳書（必要な場合のみ）その他必要書類が添付されていない入札
- (6) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (7) 電子証明書を不正に使用して行った入札
- (8) 電子入札によらない入札
- (9) 市長の承認のない紙の入札
- (10) 同一の入札が電子入札と紙の入札の両方を行ったときの入札
- (11) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

1 郵便入札の開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。この場合、開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人以外は、開札を行う場所に入場できません。

2 電子入札の開札は、開札事務従事者及び開札立会人により執行します。この場合、開札事務従事者及び開札立会人以外は、開札を行う場所に入場できません。

3 郵便入札による開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

4 電子入札による開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定します。

4 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（市役所の休日の場合は、その前日）の午前8時30分から正午までに開札立会申請書によりFAX（0743-53-1049）にて申込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、電子入札において本市の使用に係る電子計算機等に障害が発生したとき又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(入札結果の通知)

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。

(契約書の提出)

落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内（大和郡山市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）に契約書に記名捺印のうえ提出すること。

(落札の無効)

落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(契約の保証)

落札者は、契約締結時に大和郡山市契約規則第21条第1項及び第2項により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、同規則第22条各号に該当する場合は、その全部又は一部が免除されます。なお、設計金額が5千万円以上の建設工事については、同条第3号の規定による免除は適用されません。

(異議の申し立て)

入札者は、入札後、この心得、仕様書、図面、その他の入札に関する条件並びに契約に関する条件についての不明を理由として異議を申し立てることができません。

なお、この入札心得は、平成24年10月1日以降に開札する案件より適用します。